

# 介護医療院 秀眉園 重要事項説明書

(令和5年4月1日)

## 第1条 (事業の目的)

施設において実地する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。機能訓練並びに医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護及び介護予防入所療養介護及びのサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第2条 (運営の方針)

各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

### (1) 介護医療院サービス

施設の従業者は、長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う。施設の従業者は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (2) 指定通所リハビリテーション及び介護予防短期通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

第3条（職員体制）

（人）

職 種	介護医療院 サービス	通所リハビリテーション 及び介護予防通所 リハビリテーション	職 務	備考 (兼務等の 状況)
	短期入所療養介護及び 介護予防短期入所 療養介護			
管 理 者 (施設長)	1 以上	1 以上	施設、職員及び 業務の管理	介護医療院 管理者兼務
医 師	1.2 以上	1 以上	利用者の健康管理	介護医療と 兼務
薬 剤 師	0.4 以上		薬の調剤	
看護職員	21 以上	1 以上	利用者の看護	
	(2階 6 以上)			
	(3階 8 以上)			
	(4階 7 以上)			
介護職員	30 以上	5 以上	利用者の介護	
	(2階 8 以上)			
	(3階 12 以上)			
	(4階 10 以上)			
支援相談員	1.2 以上		利用者家族の 相談・援助	
理学療法士 作業療法士	適当数	2 以上	機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1.2 以上	0.8 以上	利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1.2 以上		ケアプランの策定	
調 理 員	適当数	適当数	入所者の食事調理	委託
事務職員	適当数		事務全般	
診療放射線 技師	適当数		放射線業務	

第4条（利用定員）

介護保健施設サービス…定員120名（I型0名 II型120名）  
 2階療養棟 32名 3階療養棟 48名 4階療養棟 40名  
 (指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護含む)  
 通所リハビリテーション…定員50名(予防含む)

第5条（営業時間）

1年365日無休。電話により24時間連絡可能な体制とします。  
 通所リハビリテーションのみ、年始(1/1)は休み。

第6条（利用料金）

利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。  
 別紙1-1～1-4 ※全てのサービスについて、1日分の料金を戴きます。  
 \*長期入所に限り、入所後30日の間、一日30円の初期加算が加算されます。  
 \*その他実費は、預り金台帳管理、イベント・レク活動費・備品(タオル類、おしぼりなど)。

\*その他利用者の希望に応じ、積算を明らかにして、実費相当の負担によりサービスを提供します。

\*通常の送迎の実施地域は、若葉区近辺の区域とします。

\*ターミナル加算利用時には別途利用料金がかかってきます。

\*所定加算に介護職員処遇改善費がかかってきます。

## 第7条（食事の提供）

食事の時間は、おおむね以下の通りとします。

朝食 6：50～ 7：30

昼食 10：50～11：30

夕食 16：50～17：30

\*食事は原則として、食堂でおとりいただきます。

\*特別な食事の提供には、別途料金がかかります。

## 第8条（衛生保持）

利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために、施設に協力するものとする。  
入浴は定期的に週2回行っていますが、必要に応じて随時行っています。

## 第9条（禁止事項）

- 1 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を掛けること。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

## 第10条（非常災害対策）

- 1 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 通報・消火・避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

## 第11条（併設・協力医療機関）

協力病院は、下記の医療・歯科医療機関の通りとする。

- ・ 併設医療機関名 医療法人社団 誠馨会 千葉中央メディカルセンター

住所 千葉市若葉区加曾利町1835-1

- ・ 協力医療機関名 医療法人社団 誠馨会 総泉病院

住所 千葉市若葉区更科町2593-1

併設・協力医療機関との連携の為、利用者の病歴等の情報共有を行う事があります

## 第12条（苦情処理）

当施設は相談・苦情を受けつける窓口を設置し、迅速にかつ適切に対応するものとする。

その他、市町村の介護保険課及び国保連合会に相談・苦情を伝えることもできます。

介護医療院 秀眉園 事務所 電話 043-234-5900

千葉市介護保険課 電話 043-245-5064 千葉市国保連合会 電話 043-254-7318

第13条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 誠馨会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

<事業者>

医療法人社団 誠馨会 介護医療院 秀眉園（12B0100042 千葉県）

千葉県千葉市若葉区加曽利町1803-1

Tel 043-234-5900 Fax 043-214-4624

管理者名 金子 正勝

介護医療院 秀眉園のサービス利用開始にあたり、本書面の約款・重要事項についての説明を受け、これらを理解した上で同意致します。

[説明者]

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_